

令和元年度成年後見制度利用促進フォーラム開催要領

1 目的

平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、翌平成 29 年 3 月に、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。この計画では、基礎自治体である市区町村が中心となり、関係機関と連携して総合的かつ計画的な利用促進に向けた取組の実施が期待されています。

岩手県では、認知症高齢者の増加、障がい者の地域移行に伴い、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用ニーズが高まる一方、成年後見制度の適切な利用が進んでいない状況があり、本法律及び国の計画を踏まえた取組の実施が求められています。

本研修は、制度の動向や県内外の実践を踏まえ、地域連携ネットワークのあり方や申立ての取組、担い手の確保等について学び、県内の成年後見制度の利用促進を図ることを目的として開催します。

2 主催

岩手県

3 実施主体

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

4 後援（予定）

岩手弁護士会、岩手県司法書士会、一般社団法人岩手県社会福祉士会

5 日時

令和元年 9 月 2 日(月) 10 時 00 分から 15 時 30 分まで

6 会場

ホテルシティプラザ北上 2 階 萬葉の間

【住所】〒024-0032 岩手県北上市川岸 1 丁目 14-1 【電話】0197-64-0001

7 対象者

市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、岩手弁護士会会員、岩手県司法書士会会員、岩手県社会福祉士会会員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、障がい者相談支援事業所、高齢者・障がい者福祉施設職員、日常生活自立支援事業専門員・生活支援員、成年後見コーディネーター、市民後見人養成講座受講者等

8 定員

400 名（定員に達し次第、締め切ります）

9 参加費

無料

10 昼食

希望者にはお弁当を斡旋します（お茶付き弁当：1個 1,000円／税込）。
代金は当日受付で徴収しますので、釣り銭のないようご準備願います。

11 日程

（別紙1）のとおり

12 申込方法

（別紙2）参加申込書により、令和元年8月16日（金）までに本会にファックスによりお申込みください。参加券等は事前送付しませんので、当日、直接会場にお越しください。
なお、参加者の氏名、市町村名等を記載した参加者名簿を当日配付する予定です。

13 駐車場について

ホテル駐車場（無料）及び近隣駐車場については、同封の案内図をご参照ください。

14 問合せ先

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画部生活支援相談室（田口美樹）
TEL 019-637-8863 FAX 019-637-9722 E-mail miki-t@iwate-shakyo.or.jp

(別紙1)

令和元年度成年後見制度利用促進フォーラム 日程

9:30～10:00	受付
10:00～10:10	開会挨拶 日程説明
10:10～10:30	説明 「県内の成年後見制度利用促進に向けた動き」(仮題) 岩手県保健福祉部地域福祉課 職員
10:30～11:30	基調講演 (調整中) 「地域共生社会の推進について～成年後見制度利用促進の観点から～」(仮題) 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
11:30～12:00	解説 (調整中) 「本人情報シート作成時の留意事項について」(仮題) 盛岡家庭裁判所
12:00～13:00	昼食・休憩
13:00～15:00	分科会Ⅰ 「申立てに係る利用支援と地域連携について」 【シンポジスト】 ○ 盛岡市保健福祉部長寿社会課 主任 山口 翔 氏 ○ 奥州市健康福祉部福祉課 地域福祉係長 渡邊 仁 氏 ○ 一般社団法人岩手県社会福祉士会 ぱあとなあ岩手 運営委員長 白畑 勇 氏 【助言者】 盛岡家庭裁判所(調整中) 特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター 所長 小野寺 幸司 氏 【司会者】(調整中) 岩手県司法書士会
	分科会Ⅱ 「成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」 【シンポジスト】 ○ 釜石市地域包括ケア推進本部 事務局長 赤崎 幸子 氏 ○ 北上市保健福祉部長寿介護課 高齢福祉係 主任社会福祉主事 高橋 翔樹 氏 ○ 軽米町健康福祉課 福祉担当 社会福祉士 田代 沙織 氏 【助言者】 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室(調整中) 八戸学院大学短期大学部 介護福祉学科 学科長 赤羽 卓朗 氏 (認定特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか 理事) 【司会者】(調整中) 岩手弁護士会
15:00～15:30	全体総括
15:30	閉会

